主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件即時抗告申立の趣旨および理由は、右申立人作成の即時抗告申立書記載のと おりであるから、これを引用する。

よって「原決定を取消す。京都地方検察庁検察官の申立人に対する昭和四四年四月九日付刑の執行に関する処分はこれを取消す。再審請求に対する京都地方裁判所の裁判のあるまで申立人に対する刑の執行を停止する」との裁判を求めるため、本件即時抗告に及んだ。というのである。

件即時抗告に及んだ、というのである。 〈要旨第一〉そこでまず、刑事訴訟法第五〇二条に規定する執行に関する異議の申立制度について考察するのに、この申〈/要旨第一〉立は裁判の執行に関し検察官のした処分を不当とするときに許されるところのものであるが、それをとおして救済を予定する裁判の執行とは、適正確実な裁判の執行を妨げ、その法的安定性を阻害する執行を指すものであり、かかる不当な執行から被執行者を擁護するために設けられた裁判の執行に関する法律上の救済制度であつて、執行を法的に阻害しうる事情の存しない限りは、確定裁判の命ずる内容はこれを具現執行しなければならないものであり、従つて、同条にいうところの執行に関し検察官のした不当な処分として、その執行を停止すべき場合は、その執行がたんに不適当であるというだけでは足りず、不適法な処分である場合をいうものと解するのが相当である。

足りず、不適法な処分である場合をいうものと解するのが相当である。 ところで、有罪の確定裁判にもとずく刑の執行は、速やかに行なうことが要請せられており、たとえ再審の請求がなされても、それだけでは未だ確定裁判に対したの影響をも及ぼすものではない。しかし、有罪の確定裁判について明らか開始されることの見込が顕著であり、諸般の事情から刑の執行を差し控えた方真と認められる場合にまで刑の執行を行なうことは、刑事裁判におら実体的実発見の要請と裁判の具体的法的安定性との間の調和を見出そうとする再審制度の実発見の要請と裁判の具体的法的安定性との問題和を見出そうとする再審制度のといる法の表し、受刑者に回復することの困難な不利益を与え刑罰権の適正な、検察といる法の執行停止をしないときは、その裁量処分は、著しく不当のものとして、に至事法が実質的に覇束する限界を逸脱し、不適法な処分としての性格を帯有すると解するのが相当である。

(昭和四四年四月五日、検察官から申立人に対し刑の執行のため呼出状を発したところ、同月七日、申立人および同人の弁護人から再審申立を理由として刑の執行停 止願が提出されたが、検察官は、申立人に対し、同月九日、右執行停止は許可しな いから同月――日出頭するよう告知した。そこで申立人は同月――日、京都地方裁 判所に刑執行に関する異議を申立てると同時に、検察官に対し更に刑の執行延期願 を提出したところ、検察官は、右の異議申立に対する裁判確定まで延期が適当と考 え、刑の執行延期の措置をとり、現在に至つている。右の経過に照らすと刑の執行 延期の措置がとられているが、検察官において、刑事訴訟法上の刑の執行処分に着 手したものと認めるを相当とする。)にはなんらの不適法な点はなく、これと同趣 旨の判断をした原決定は相当であって、論旨は理由がない。

よつて本件即時抗告は理由がないので、棄却することとし、刑事訴訟法第四二六 条第一項により主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 木本繁 裁判官 西川潔 裁判官 山中紀行)